

2. 化学品

2024年の中国の石油・化学業界全体の売上総額は前年比2.1%増の16兆2,800億元で、前年のマイナスからプラスに転じたが、利益総額は8.8%減の7,897億1,000万元で、3年連続の減少となった。貿易総額は2.4%減の9,488億1,000万ドルで、減少幅は縮小した。

各種主要化学製品について、エチレン生産量は前年比0.7%増の3,493万3,700トン、合成樹脂は4.3%増の1億2,751万6,300トン、合成ゴムは1.4%増の921万9,000トン、タイヤは9.2%増の11億8,689万4,000本、苛性ソーダは5.5%増の4,365万7,000トン、化学肥料は8.5%増の6,006万800トン、農薬は22.2%増の367万5,300トンであり、いずれも増加したが、市況不調で多くの製品群で利益が減少した。

2024年は第14次5カ年計画の目標任務を達成するための重要な年であったものの、複雑な国際情勢、国内の需要不足、市場競争の激化、産業変革の加速、エネルギー転換の加速などの課題に直面していた。石油・化学業界の主要製品生産量、消費量は安定した成長を維持したが、利益の減少、投資の伸び率の鈍化、ハイエンド品への転換遅れの課題が浮き彫りとなった。

2025年は第14次5カ年計画の最終年であり、第15次5カ年計画の策定年でもある。石油・化学業界が直面する最大の課題は、年間生産能力の拡大と需要の成長とのアンバランスである。石油・化学業界の発展は、単純な規模拡大からイノベーション主導の発展への転換が必要とされている。ただ、2024年後半から続く原油価格の高値からの調整で、精製企業のコスト改善が見込まれ、業界の景気は底打ちから反転する可能性がある。同時に、世界経済と市場需要の緩やかな回復に伴い、下流の化学企業の収益状況も次第に改善されると期待される。

原油需要と輸入依存度はやや低下

2024年、中国はエネルギー分野で低炭素化を継続的に推進し、原油需要は前年比0.9%減の7億6,600万トンになった。国内生産量は1.9%増の2億1,300万トンで、輸入量は1.9%減の5億5,300万トンであった。原油の輸入依存度は72.2%で、2023年と比較してやや低下したものの、依然として高い水準にある。

表： 原油 (単位:億トン)

	2021年 実績	2022年 実績	2023年 実績	2024年 実績
原油生産量	1.99	2.05	2.09	2.13
純輸入量	5.13	5.08	5.64	5.53
消費	7.12	7.13	7.73	7.66
輸入依存度(%)	72.0	71.2	72.9	72.2

出所：中国国家统计局、中国税関総署、中国石油化工連合会

エチレン、プロピレンの生産能力は拡大を継続、伸び率が低下

2024年、中国のエチレン需給規模は引き続き拡大した。生産能力は5,500万トンを超え、世界の総生産能力の4分の1を占めているが、伸び率は5.3%で、前年と比較して成長が鈍化した。

プロピレンについて、中国の大型PDH（プロパン脱水素）プロジェクトの建設により、2024年末までに中国のプロピレン総生産能力は前年比9.1%増の6,973万トンに達した。2023年と比較して伸び率は低下したものの、依然として比較的速い成長を維持した。しかし、プロピレン産業チェーンの多くの製品が赤字に陥り、長期に及ぶ赤字により設備の稼働は安定せず、市場の需給に影響を与えた。

海外調査会社の予測によると、中国のエチレン、プロピレン、ブタジエンの年間生産能力は、2025年までにそれぞれ6,239万トン、7,580万トン、789万トンに達し、いずれも世界首位になると見込まれている。

生産の安全性が改善、危険化学品の管理が強化

2024年、全国の安全生産事故の発生件数と死亡者数は前年比でそれぞれ11.2%、7.7%減少し、重大事故の発生件数は1桁まで減少した。石油・化学業界でも、重大事故の抑制を目標とし、一連の監督管理措置を実施した結果、年間を通じて重大な安全生産事故は発生せず、安全状況は改善された。しかし、ルール違反を原因とする事故が散発的に発生しており、一部企業の安全生産管理の欠陥が露呈している。

安全管理について、当局は「安全生産について根本的に解決・対処するための3カ年行動計画（2024-2026年）」「安全生産事故罰金処罰規定」「化工企業生産過程異常状態の安全処理基準」「硝化企業の安全性リスクと未露見危険の調査ガイド」「過酸化水素生産企業の安全性リスクと未露見危険の調査ガイド」などを制定し、特別安全検査や専門家指導を実施して、重大危険源・高危険分野のリスク、および作業リスクの予防措置を継続的に強化した。

危険化学品の管理について、当局は「2024年危険化学品安全監督管理工作の重点および関連作業計画に関する通知」「2024年危険化学品企業安全生産執法検査の重点事項指導目録」「危険化学品倉庫企業の安全性リスク評価細則（試行）」などを公布したほか、「危険化学品安全法（草案）」について意見募集を行い、一部の地方で「一企業一品目一コード」という制度の試験的实施を継続的に推進し、危険化学品の管理を強化した。

環境保護が継続的に強化、低炭素でグリーンな発展が加速

2024年には、石油・化学業界における環境保護管理、特

に固体廃棄物と新汚染物質への管理が持続的に強化された。「汚染物質排放許可管理弁法」「オゾン層消費物質管理條例」「固体廃棄物分類とコード目録」「危険廃棄物環境治理のさらなる強化と環境リスクの厳密な予防および管理に関する指導意見」などが公布され、固体廃棄物と新化学物質の規制がより厳しくなり、企業には固体廃棄物管理制度と排放許可制度を完備し、新化学物質の環境管理登記制度を全面的に実施するよう要求された。

石油・化学業界のグリーン化転換が加速した。当局は「経済社会発展の全面的なグリーン化転換の加速に関する意見」「2024-2025年省エネ・炭素削減行動方案」「産業構造調整指導目録（2024年）」「2024年石油・化学業界の低炭素でグリーン発展推進活動方案」などを発表し、石油・化学業界のグリーン化転換を積極的に推進した。具体的な措置は、省エネ低炭素とクリーン生産技術装備の普及、生産プロセスの更新とグレードアップなどが含まれている。上海市、江蘇省、広東省などの省・市はすでに一部の石油・化学企業を「重点排出単位（特定排出者）」に指定している。

＜建議＞

中国で事業活動を行う日本の化学企業は法規制の合理化および明確化に向けた施策を高く評価する。一方、法規制と実作業の整合性、安全や環境保全の政策実行に際しての企業事業活動への配慮、要求事項の文書化などに関して改善すべき点がある。以上の観点から、化学産業にかかわる政策、法規制・標準とその執行に関して以下の通り建議する。

1. 全般

① カーボンニュートラル

中国は2030年カーボンピークアウト、2060年カーボンニュートラルの目標に向け、関連する計画を策定・発表した。国際基準に基づいたカーボンフットプリント（CFP）の算定方法通則（GB/T24067-2024）が公表され、化学製品を含む重点製品のCFP算定基準も制定される予定。一方、2021年7月に発電業界を対象とした炭素排出権取引が全国的に開始されており、2025年3月に鉄鋼、セメント、アルミニウム精錬業界が対象範囲に追加され、今後はさらに石油、化学、製紙、航空などの業界への拡大が検討されている。化学産業は重要な基礎産業として、いつ頃排出権取引枠組に入れるか、どのような排出量の企業が管理対象となるか、中国認証排出削減量（CCER）で排出枠の何パーセントまで充てられるか、化学産業に重大影響を与えないように、事業者の意見を確認し、実施まで十分な期間を確保するよう要望する。

② 化学工場の強制移転

都市計画、安全要求により工場移転を要請する

場合は、対象会社と十分相談し、懸念事項を解消した上で行うよう要望する。顧客への供給責任、産業チェーンへの影響を最小限に抑える準備時間が必要である。化学製品は所定の設備・製造手順において、顧客から品質認証を得るために長期間を要する場合が多い。設備も特殊・高額なものが多いため、生産停止による経済的損失も非常に大きいので、全面的に配慮するよう要望する。

2. 安全および環境保全

③ 危険化学品企業主要責任者（外国籍）の資格および安全教育と資格試験について

2020年2月の「危険化学品安全生産工作を全面強化する意見」によると、危険化学品企業的主要責任者は、化工類の短大以上の学歴、および一定年数の経験が要求されている。外資系企業的主要責任者は外国籍の場合が多く、現法規で主要責任者が会社の全面安全責任を負っているため、過去の学歴要件を課すのではなく、会社の確実な安全体制に重点を置くよう要望する。また、現在、外国人対象の「危険化学品生産、経営単位主要責任者安全生産管理知識研修」は上海で年2～3回実施されているだけであり、そのうえ、定員制のため受講機会が限られている。そのため、主要責任者資格の更新や変更申請のタイミングに間に合わない事がある。そこで、外国人対象の企業主要責任者教育試験を上海だけでなく、外資系企業が比較的集中している地域、例えば広東省などでも実施し受講機会を増やすことを要望する。

④ プラスチック問題

プラスチック汚染の管理をさらに強化し、プラスチック製品の長期的な管理メカニズムを確立および改善する目的のため、「プラスチック汚染管理を着実に強化する意見」が2020年に発表された。また、2021年、「循環経済の発展に関する第14次5カ年規画」が発表され、プラスチック廃棄物のリサイクルの強化や埋立削減が重点プロジェクトの1つとして示された。これら計画に基づいた進捗を社会全体で共有できるよう当局による適切なデータ公表を要望する。また、新たな方針や規制策定時には、関連規則、国家標準との統一性を持たせうえで、施行時の十分な猶予期間設定を要望する。

⑤ 安全検査基準

安全検査において基準が変更された場合、新しい基準に照らして既存施設が検査され、必要な場合は正命令が出されるが、既存施設は工場建設時に当時の設計基準を満たしており、新しい基準に従って改修することは困難であり、新たなリスクを生む可能性もある。中央政府は新たに定められた基準の適用範囲（新設・改設・拡大の施設のみに適用）を明確にするとともに、地方政府に

対し、新基準で既存施設への是正強要や過剰な上乗せ要求および重複検査をしないよう指導し、是正がどうしても必要な場合は、実情を踏まえた合理的な是正期間を設定するよう要望する。

⑥ 工業園區の環境基準について

工場に対する各種環境基準が整備され規制が実施されているが、これら基準は住宅・病院・学校等の地域に隣接する工場が対象となっており、工業園區のような工場地帯では必ずしも適合しない基準がみられる。例えば、化工企業は汚染排出許可証に含まれている騒音排出の項目について、「工業企業工場境界環境騒音排出基準」（GB 12348-2008）の第3類の排出制限値（昼間は65dB、夜間は55dB）に適合しなければならない。しかしながら、工業園區では隣接する周辺工場の影響を受け、夜間騒音の達成は困難な場合がある。そこで、工業園區の地域性に適合した環境基準の設定を要望する。

3. 化学品管理

⑦ 危険化学品法規制の制度上の齟齬の解消

危険化学品管理の強化が進められているが、危険化学品法規につき、各省市区の解釈による危険化学品登記や許可申請等の運用には齟齬があり、そのため各地方に応じた対応に苦慮している。今後推進されていく政策では中央が主体となり、統一基準をもって取り纏めて進めていくことを要望する。足元では、「一企一品一碼」におけるNRCC、北京市および上海市の各QRコードの仕様の統一が挙げられる。

⑧ 少量危険化学品の許可申請免除

「危険化学品目録実施指南（試行）」施行後、少量危険化学品、特に輸入品の許可申請の対応に苦慮している。そのため、新規の電子材料サンプル等提供にも影響を及ぼしており、これは中国の産業界にとっても好ましい事ではない。中国政府でも少量危険化学品の取り扱いの緩和について検討されているようであるが、10キログラム（10L）以下の少量危険化学品の許可申請免除の速やかな実施を要望する。

⑨ 新化学物質環境管理登記（簡易登記）の「環境リスク累積」の文書化と合理化

簡易登記申請審査の要件に「環境リスク累積」の確認が含まれている。「環境リスク累積」については、生態環境部令12号令および登記指南でその定義や記述内容の説明が全く記載されていないため、申請者は申請前に何を準備すればよいのか全く分からない状況である。そのため、「環境リスク累積」を理由に申請が却下される事例が発生している。そこで、申請者が申請時に「環境リスク累積」を説明し易いように事例を含めた説明の文書を要望する。また、

低生産量申告の排出量合算方法を「環境リスク累積」評価に導入することも要望する。

⑩ 重点管理新汚染物の閾値設定

重点管理新汚染物リスト（2023年版）は2023年3月1日より施行されており、製品と物品の中で対象汚染物の非意図的且つ極微量（无意痕量）の添加が免除されると規定されているが、その閾値である「痕量」の解釈が明確にされていない。GB/T14666—2003「分析化学用語」で規定される「痕量分析」に対する定義を参照し、具体的な閾値を設定するよう要望する。

⑪ 新規化学物質環境管理登記制度での社名変更・登記証取消申請の簡略化

既に申請を行っている海外申告人社名変更や登記証の取消は、申請している化学物質単位となっている。しかし、事業再編等により関連企業グループ内で登記証の申告人変更が発生した場合、化学物質単位の変更ではその準備に非常に時間を要し企業活動への影響・負担が大きい。そこで、このような場合には、変更理由説明書を提出することで化学物質単位でなく申告人単位での変更も可能とすることを要望する。

4. 輸出入、通関関係

⑫ 危険分類GHSの全国的な基準統一

2023年から化学品の輸入通関でSDS/Label確認が厳しく実施されるようになり、GHS分類は最新版（GHS改訂10版）に基づいた分類が税関より要求されている。しかしながら、中国ではGB30000.1-2024「化学品分類およびラベル規範第1部分：通則」で2025年8月よりGHS改訂8版が基準として適用されることになっている。そこで、輸入通関でのGHS分類の基準は最新版ではなく国家強制標準であるGB30000.1-2024での運用を要望する。

⑬ 税関政策運用開始時の準備

近年、税関が通関の効率化、迅速化に取り組んでいるが、新しい制度が運用開始される際、税関での周知不足などで、通関期間が長引く問題が発生している。例えばサンプリング検査の場合、貨物サンプリングから検査結果が出るまで2週間以上経過したこともあり、生産に影響が出る可能性もある。新制度導入の際には、税関作業の期限設定も同時に行うことを要望する。

⑭ 危険化学品/危険貨物の返送手段の確立

中国に輸入された危険化学品には保管中での品質保証期限切れ、品質不良で使用できない事が発生することがある。中国国内で廃棄処理できない危険化学品であったり、品質不良の原因確認のためにそれらを海外にある製造元へ返送しなければならない場合がある。しかしながら、危険化学品の返送手続は確立されておらず、当該手続の検討を要望する。